

工学府博士学位論文審査基準

(審査体制)

学位論文の審査は、主査1名および副査2名以上の審査委員で行う。なお、審査員の1名以上は他専攻から選出する。

(評価項目)

1. 研究の意義

研究テーマが学術的または社会的に十分な意義を有すると認められるか。また、テーマや方法に新規性、独創性が認められるか。

2. 研究の位置付けの明確化

研究テーマの設定および研究の展開に際し、先行研究の十分な調査、文献引用により研究の位置づけが明確になされているか。

3. 研究方法の妥当性

理論、実験、シミュレーション、試作、調査あるいは資料収集などの研究方法が適切であるか。

4. 結論の妥当性と意義

研究結果の解釈およびそれから結論を導く過程が明確で論理的であるか。また、結果と結論が学術的または工業上有用であるか。

5. 論文の体裁

語法、文章表現、体裁が適切であるか。無断引用や学位論文として不適切な表現や表記がないか。

6. 基礎知識

研究に関連した高度な学問的知識を有しているか。

7. 発表能力

研究発表の能力は十分であるか。また、質問を正確に理解し的確な回答ができるか。

(評価基準)

上記1～7の評価項目すべてについて、博士学位論文として国際的水準に達していると認められ、かつ、以下の要件を満たすものを合格とする。

○課程博士

論文に関連する授業科目についての最終試験に合格すること。

○論文博士

専攻分野に関し博士課程を修了した者と同等以上の学力を有し、かつ、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力を有すること。また、英語での論文作成ならびに研究発表に支障のない語学力を有すること。